

長門市には、年間160万人の観光客が美しい自然を求めて訪れます。
せっかく訪れた観光地が空かんやごみの投げ捨てで汚れていたら気の毒です。
また、きれいに整理された場所には空かんやごみを投げ捨てにくいものです。
美しい自然環境を次の世代



中小企業 季節資金(夏季分) のご利用を!

◎融資対象

次のいずれかに該当する小規模企業者及び組合

- ・夏季増加仕入資金を必要とするもの
- ・支払手形、買掛金等の夏季諸決済資金を必要とするもの
- ・夏季ボーナス支給資金を必要とするもの

◎融資条件

- ・資金用途 運転資金
- ・融資限度額
 - ⑦会社及び個人 500万円
 - ④組合 3,000万円
- ・融資利率 年 4.8%
- ・融資期間 5月以内
- ・償還方法 一括償還が原則

◎取扱金融機関

山口銀行・山口相互銀行・
広島相互銀行・萩信用金庫

◎申し込みと詳細は

取扱金融機関又は山口県信用保証協会

◎融資取扱期限

昭和63年8月30日まで

市民総参加で 成功させよう!

長門市クリーンキャンペーン

8月6日(土) あさ9時から

に残すため、現在の環境を守るのは私たちの使命です。
今年も「身近な環境をきれいにする運動」の一環として長門市クリーンキャンペーンを実施します。
行事としては、市民による空かん拾いを行います。
市民総参加で、長門市クリーンキャンペーンが成功するようにご協力をおねがいします。

実施日時
8月6日(土)
午前9時から午前11時まで
(俵山地区は午前6時から午前8時まで)
※実施時間の10分前までに集合してください。

集合場所
通地区 通支所前
仙崎地区 仙崎駅前ロータリー
深川地区 中央公民館前駐車場
俵山地区 各区毎に集合

戦没者の父母・祖父母に 特別給付金が継続支給

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法が改正され、戦没者の父母・祖父母に対し、特別給付金(額面75万円・5年償還国債)が継続支給されることになりました。第9回特別給付金国債(い号)を受けられた方、あるいは、次の条件の内1・3のすべてに該当する方には、特別給付金が支給されますので、できるだけ早く福祉事務所で手続きをしてください。

条件
1、昭和42年4月1日において、公務扶助料等を受ける権利を有し、さらに昭和63年4月1日において、公務扶助料等を受ける権利を有する父母等

2、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子(養子を含む)も孫もいなかった父母等

3、戦没者の死亡後、昭和63年3月31日までに氏を同じくする自然血族たる子も孫も有するに至らなかった父母等

※詳しくは、市役所福祉事務所社会係(☎内線113)又は、県援護老人課(☎0839-23111内線2553)へお問い合わせください。



黙とうをささげましょう

戦没者・戦災死没者の ごめい福を祈って

8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」には、日本武道館で、全国戦没者追悼式がおこなわれます。戦没者、戦災死没者のごめい福と、世界の平和を祈って、正午から1分間の黙とうをおこないたいと思います。市民の皆様のご協力をお願いします。

なおこの日は、市役所と各支所は半旗の掲揚をします。

原爆死没者の ごめい福を祈って

昭和20年8月6日の広島市に続いて8月9日長崎市に原子爆弾が投下され、多数の尊い人命が失われました。

この死没者のごめい福と世界の恒久平和確立を祈って、原子爆弾投下時刻から1分間の黙とうをおこないたいと思います。市民の皆様のご協力をお願いします。

*日時

8月6日(土) 午前8時15分から

8月9日(火) 午前11時2分から